

申請者ガイドライン様式別 3-1 (生産行程管理業務規程)

生産行程管理業務規程

平成 27 年 9 月 28 日

1 作成者

住所 (フリガナ) : (〒018-5141)

アキケンカツ ノシチマンタイザ マツダテ ハンチ

秋田県鹿角市八幡平字松館 28 番地

名称 (フリガナ) : マツダテ ダイコンザイノミヤ

松館しぼり大根栽培組合

代表者 (管理人) の氏名 : ヤザキ ミヒロ

組合長 山崎 道博

ウェブサイトのアドレス :

2 農林水産物等の区分

区分名 : 第 2 類 野菜類

区分に属する農林水産物等 : だいこん

3 農林水産物等の名称

名称 (フリガナ) : マツダテ ダイコン

松館しぼり大根

4 明細書の変更

松館しぼり大根栽培組合は法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

松館しぼり大根栽培組合 (以下「組合」という。) は、かづの農業協同組合 (以下「農協」という。) 協力の下生産行程管理業務を行う。

(1) 品種の確認

栽培品種「あきたおにしぼり」の種子は、農協が一元的に管理し生産者に配付している。このため、組合は生産者が「あきたおにしぼり」を使用しているか否かについて、農協が生産者への種子配付状況を記録した「松館しぼり大根生産者種子供給明細」の記載内容を確認することにより行う。

(2) 栽培方法の確認

組合は、各生産者に「しぼり大根栽培日誌」を提出させ、その記載内容を確認することにより、栽培方法を遵守しているか否かを確認する。

また、組合は、栽培期間中1回以上各生産者に対する現地巡回を実施し、栽培方法を遵守しているか否かを確認する。

なお、この際、組合の代表は、生産者に対し松館しぼり大根の生産に関する技術情報の提供や出荷基準等の遵守について周知徹底を図る。

(3) 最終製品の確認

- ① 農協が集荷する大根については、組合は、生産年度毎にその出荷が終了した時点において、農協が作成する「松館しぼり大根出荷実績・GIマーク使用管理表（JA用）」の記載内容を確認することにより、最終製品の基準が遵守されているか否かを確認する。
- ② 生産者が個別に出荷する大根については、組合は、生産年度毎にその出荷が終了した時点において、各生産者から提出される「松館しぼり大根出荷実績・GIマーク使用管理表（農家用）」の記載内容を確認するとともに、出荷期間中、各生産者に対して生産年度毎に1回以上巡回調査を行い、最終製品の基準が遵守されているか否か現物確認を行うものとする。

6 明細書適合性の指導

組合は、生産地、品種及び栽培方法に従った生産が行われていない場合、警告を発し、是正を求める。

是正されなかった場合は、組合は当該生産者に対し「松館しぼり大根」としての出荷停止を命じるとともに、農協に当該生産者の出荷停止と次年度の種子供給の停止を要請するほか、再度の警告の元、改善の意思が見られない場合、組合から除名することもできるものとする。再開する場合は規格遵守の誓約書を提出させるとともに、組合が指導を行う。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 組合は、以下①及び②により、生産地・品種・栽培方法・最終製品の各基準をいずれも満たしている大根についてのみ、地理的表示である「松館しぼり大根」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。

なお、組合の代表は、前記5の(3)の巡回の際に、地理的表示である「松館しぼり大根」及び登録標章の適正な使用及び記録の作成について各生産者に、周知徹底を図る。

① 農協が集荷する大根については、前記5(3)①の確認の際に、組合があわせて「松館しぼり大根出荷実績・GIマーク使用管理表（JA用）」の記載内容を確認することにより行う。

② 生産者から個別に出荷される大根については、前記5(3)②の確認の際に、組合があわせて「松館しぼり大根出荷実績・GIマーク使用管理表（JA用）」の記載内容の確認及び現地巡回の際の地理的表示の使用等を確認することにより行う。

- (2) 組合は、前記5の確認の際に以下の大根があるか否かを確認する

- ① 品種・栽培の方法・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない大根であるにも関わらず、地理的表示である「松館しぼり大根」及び登録標章を使用している大根
- ② 地理的表示である「松館しぼり大根」のみを使用している大根
- ③ 登録標章のみを使用している大根
- ④ 地理的表示である「松館しぼり大根」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されている大根

8 地理的表示等の使用の指導

組合は、前記5の確認の際に、以下の場合に該当する場合は、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わなかった場合、組合は「松館しぼり大根」としての出荷を停止させるとともに当該生産者への次年度の種子供給を止めることができるものとする。再開する場合は規格遵守の誓約書を提出させるとともに、代表が指導を行う。なお、再度の警告の後、改善の意思が見られない場合、松館しぼり大根栽培組合から除名することもできるものとする。

- ① 品種・栽培の方法・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない大根であるにも関わらず、地理的表示である「松館しぼり大根」及び登録標章を使用している場合
- ② 地理的表示である「松館しぼり大根」のみを使用している場合
- ③ 登録標章のみを使用している場合
- ④ 地理的表示である「松館しぼり大根」に類似する表示または登録標章に類似する標章が使用されている場合

9 実績報告書の作成等

組合は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後3か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績がわかる資料として、以下の資料
 - ① 組合の構成員である生産者が各々作成し、組合に提出した「しぼり大根栽培日誌」、「松館しぼり大根出荷実績・GIマーク使用管理表（農家用）」の確認結果
 - ② 農協が提出した「松館しぼり大根出荷実績・GIマーク使用管理表（JA用）」の確認結果
 - ③ 松館しぼり大根生産者種子供給明細
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

組合は、前記9により作成提出した書類に加え、以下の書類を組合の代表宅に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- ・組合の構成員である生産者が各々作成し、組合に提出した「しぼり大根栽培日誌」、「松館しぼり大根出荷実績・G Iマーク使用管理表（農家用）」
- ・農協が提出した「松館しぼり大根出荷実績・G Iマーク使用管理表（J A用）」

11 連絡先

住所又は居所：

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

ファックス番号：